

# 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

## 1 改正の理由

博物館法等の改正や組織体制の整備に伴い、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

- (1) 博物館法及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴い、これらの法を引用する条の表記を改める。
- (2) 教育機関に置く職として、課長補佐を加える。
- (3) 高校再編推進室がつかさどる業務に、高校改革の推進に係る総合調整業務を加える。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間、」の次に「高校改革の推進に係る総合調整及び」を加える。

別表第6の2の長野県立美術館協議会の項及び長野県立歴史館協議会の項中「第20条」を「第23条」に改める。

別表第7の教育政策課の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第7条の3第3項」を「第9条第1項」に改める。

別表第8の教育機関の項中

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理
-----	-------------

を

」

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理
課長補佐	所長、部長又は課長の職務遂行の補佐、所務、部務又は課務の整理及び所長、部長又は課長が特に命じた事務の処理

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改正案			現行		
(高校再編推進室) 2 高校教育課に、当分の間、 <u>高校改革の推進に係る総合調整及び高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。</u> (別表第6) (第40条関係) 2 条例により設置された附属機関			(高校再編推進室) 2 高校教育課に、当分の間、高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。 (別表第6) (第40条関係) 2 条例により設置された附属機関		
名称	担任する事務	庶務を行う課	名称	担任する事務	庶務を行う課
長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育政策課	長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育政策課
長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例(昭和60年長野県条例第38号)第1条及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課	長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例(昭和60年長野県条例第38号)第1条及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課	県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県生涯学習審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県生涯学習審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県立美術館協議会	長野県立美術館条例第4条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第23条の規定によ	—	長野県立美術館協議会	長野県立美術館条例第4条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第20条の規定によ	—

改正案			現行		
	る長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。			る長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	
長野県文化財保護審議会	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第38条及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県文化財保護審議会	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第38条及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第23条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第20条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県スポーツ推進審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	スポーツ課	長野県スポーツ推進審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	スポーツ課

(別表第7) (第41条関係)

(別表第7) (第41条関係)

事務局に置く職及び職務

事務局に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
課又は室	課長 室長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	課長又は室長が指定する特定の事務の分掌
	教育幹	教育行政に関する高度な専門的事務の総括掌理

左欄	中欄	右欄
課又は室	課長 室長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	課長又は室長が指定する特定の事務の分掌
	教育幹	教育行政に関する高度な専門的事務の総括掌理

改正案			現行		
	学校支援幹	教育行政に関する専門的事務及び企画調整事務の総括掌理	学校支援幹	教育行政に関する専門的事務及び企画調整事務の総括掌理	
	教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理	教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理	
	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理	
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理	
	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務	
	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務	
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務	
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	
	主任主事	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	主任主事	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	
	技師	一般的な業務を行う職務	技師	一般的な業務を行う職務	
	教育政策課	職員相談員	職員の相談	教育政策課	職員相談員
	安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する職務		安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する職務
	エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項に規定する職務		エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条の3第3項に規定する職務
文化財・生涯学習課	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務	文化財・生涯学習課	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務		社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
	社会教育専門員	社会教育に関する専門的事務		社会教育専門員	社会教育に関する専門的事務
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務		学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務		学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務

改正案			現行		
	文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理		文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務		主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務		副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務		文化財専門員	文化財に関する専門的事務
保健厚生課	管理栄養士	栄養指導業務	保健厚生課	管理栄養士	栄養指導業務
	保健師	保健指導業務		保健師	保健指導業務
	学校保健技師	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第22条第3項に規定する職務		学校保健技師	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第22条第3項に規定する職務
	産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務		産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	労働安全衛生法第10条に規定する職務		総括安全衛生管理者	労働安全衛生法第10条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐		主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務		衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
教育事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	教育事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理		企画幹	企画調整事務の総括掌理
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理		次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督		課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理		課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
	担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌		担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理		主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理		主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定		指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定

改正案			現行		
		事務			事務
	生徒指導専門指導員	生徒指導に関する専門的指導		生徒指導専門指導員	生徒指導に関する専門的指導
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務		主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務		主事	一般的な業務を行う職務
	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務		社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務		社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
	主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐		主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
	衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務		衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
南信教育事務所飯田事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	南信教育事務所飯田事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理		主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理		主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務		指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務
	生徒指導専門指導員	生徒指導に関する専門的指導		生徒指導専門指導員	生徒指導に関する専門的指導
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務		主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務		主事	一般的な業務を行う職務
	社会教育主	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規		社会教育主	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規

改正案			現行		
	事	定する職務		事	定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務		社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
体育センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	体育センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理		次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理		主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理
	専門主事	体育・スポーツに関する専門的・技術的事項の指導、調査等の事務		専門主事	体育・スポーツに関する専門的・技術的事項の指導、調査等の事務
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務		主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務		主事	一般的な業務を行う職務
	主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐		主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
	衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務		衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務

(別表第8) (第41条関係)

教育機関に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
教育機関	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	課長補佐	所長、部長又は課長の職務遂行の補佐、所務、部務又は課務の整理及び所長、部長又は課長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
	主幹指導主事	専門主事としての職務及び高度な専門主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理

(別表第8) (第41条関係)

教育機関に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
教育機関	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	(新設)	
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
	主幹指導主事	専門主事としての職務及び高度な専門主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理

改正案			現行		
	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務及び教育機関の特定事務		専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務及び教育機関の特定事務
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務		主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務		主事	一般的な業務を行う職務
	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務		社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務
	作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務		作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
	防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する職務		防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する職務
	建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する職務		建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐		主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
	衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務		衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
総合教育センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	総合教育センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理		次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督		部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	総務係長	所長が指定する特定の事務の分掌		総務係長	所長が指定する特定の事務の分掌
	運転技師	自動車の運転業務		運転技師	自動車の運転業務
	庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の職に属する以外の労務		庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の職に属する以外の労務
	産業医	労働安全衛生法第13条に規定する職務		産業医	労働安全衛生法第13条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務		衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
生涯学習推進センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	生涯学習推進センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
図書館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督	図書館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理		副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理

改正案			現行		
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督		課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理		係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	司書	図書館法第4条第2項に規定する職務		司書	図書館法第4条第2項に規定する職務
	司書補	図書館法第4条第3項に規定する職務		司書補	図書館法第4条第3項に規定する職務
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務		学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
歴史館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督	歴史館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理		副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督		部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督		課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務		学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務		学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務		主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務		副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務		文化財専門員	文化財に関する専門的事務